

各都道府県知事・政令市長 殿

国土交通省住宅局長

### 離職退去者の居住安定確保対策の強化について

解雇等により住居の退去を余儀なくされる者（離職退去者）の居住安定確保に向けた公営住宅等の活用については、平成 20 年 12 月 18 日付け国住備第 85 号をはじめとする通知により、特段のご配慮をお願いしているところであり、各地方公共団体におかれては、上記通知を踏まえ、離職退去者の居住安定確保対策を推進していただいているところです。今般、現下の厳しい雇用情勢を踏まえ、政府一体となって雇用対策に取り組むため、本年 10 月 16 日に内閣総理大臣を本部長とする緊急雇用対策本部の設置が閣議決定され、同本部において、緊急に取り組むべき対策に係る検討が進められた結果、10 月 23 日に開催された第 2 回の同本部会合において「緊急雇用対策」が決定されたところで

す。

同対策の柱の一つである「求職中の貧困・困窮者対策」において、離職退去者が利用可能な公営住宅等の空家状況についてのハローワークにおける情報提供のワンストップサービスの充実を図ること及び地域住宅交付金を活用した民間賃貸住宅への家賃助成等地域の実情に即した取組みの推進を図ることが盛り込まれたところです。このため、これらの事項に関して以下のとおり積極的な取組みに努めていただきますようお願いいたします。

なお、貴管内の市町村（政令市を除く。）に対しても、この旨ご周知いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 第一 公営住宅等の活用による離職退去者の居住安定確保対策関連

離職退去者向けに活用可能な公営住宅等の空家の情報がハローワークにおいて離職退去者に的確に提供されるよう、国土交通省より厚生労働省に対し都道府県等の住宅担当部局に係る連絡先及び担当者について情報提供し、当該情報が全国の主要なハローワークに提供されるよう措置してきたところですが、今般の緊急雇用対策に基づき、ハローワークにおいて提供される離職者が利用可能な公営住宅等の情報を充実し、離職者の居住安定確保の円滑化を図るべく、以下のとおり特段のご配慮をお願いいたします。

#### 1. 離職退去者向けに活用可能な公営住宅等に関する情報の収集及び提供

管内の公営住宅、改良住宅、地方住宅供給公社が供給する賃貸住宅等（公営住宅等）の空き家で離職退去者に使用させることが可能であるものに関し、

- ・ 事業主体名
- ・ 団地名
- ・ 住所
- ・ 区分（公営・改良・公社賃貸等）
- ・ 入居可能戸数
- ・ 間取り
- ・ 使用料（家賃）
- ・ 入居要件
- ・ その他（使用期限、定期募集であるか否か、問合せ先等）

等の情報を少なくとも毎月末にとりまとめ、本年 11 月以降、各都道府県労働局を通じて各ハローワークにご提供願います。

その際、独立行政法人都市再生機構が、離職退去者に対し、定期借家制度を活用し、供給している賃貸住宅についても円滑に情報提供する観点から、同機構に対し各都道府県に提供していただくよう要請することとしておりますので、同機構との連携・協力の下、これらの賃貸住宅に係る情報を一括してハローワークにご提供願います。

なお、離職退去者の中には公営住宅の本来入居者に該当する者も含まれ得ることから、本来入居者向けの公営住宅の定期募集等の情報につきましてもできる限りご提供願います。

## 2. 国土交通省への情報提供

国土交通省としては、引き続き、本件に関する全国的な対応状況をとりとまとめた上で、必要に応じ、対外的に公表する予定です。このため、都道府県労働局を通じてハローワークにご提供いただいた情報については、添付の様式により、速やかに国土交通省に対してもご提供いただきますようお願いします。

## 第二 地域住宅交付金を活用した対策の推進

これまで、公営住宅等の空家による対応に加え、家賃助成等による民間賃貸住宅を活用した対策を地域住宅交付金により支援してきており、既に一部の地方公共団体においては民間賃貸住宅ストックの借上げによる離職退去者の居住支援を実施する団体の支援等に積極的に取り組んでいただいているところです。完全失業率が過去最高水準で推移するなど厳しい雇用情勢が続く、公営住宅の空き家にも限りがある中で今後はこのような地域独自の取り組みによる対応の重要性が増すものと見込まれます。

地域住宅交付金の提案事業に関する特別枠の仕組みは平成 23 年度まで継続することから、各地方公共団体におかれましては地域住宅交付金の活用により、住宅ストックや離職退去者を巡る状況等地域の実情に即した取り組みの推進に努めていただきますようお願いいたします。